

北の 産業保健

No.36

2007.秋

HOKKAIDO

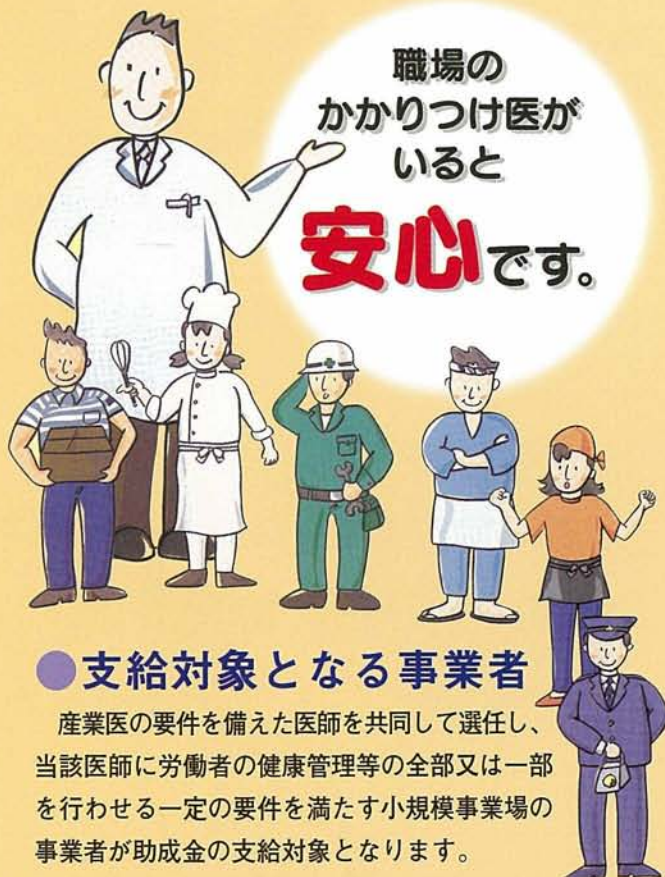


独立行政法人
労働者健康福祉機構

北海道産業保健推進センター

産業医共同選任事業

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のご案内



● 支給対象となる事業者

産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該医師に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる一定の要件を満たす小規模事業場の事業者が助成金の支給対象となります。

● 支給申請時期

助成金の支給申請時期は、
毎年4月から6月末まで
と10月末です。

【詳しくは当センターあてお問い合わせください】

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金は、常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該医師から提供される産業保健サービスを受けて実施する産業保健活動により、労働者の健康管理等を促進することを奨励するために支給されます。

● 助成金の支給額

助成金は、1の事業年度につき小規模事業場の規模に応じて1事業場当たり次の額が支給されます。

小規模事業場の区分	金 額
常時使用する労働者数が 30人以上50人未満の小規模事業場	83,400円
常時使用する労働者数が 10人以上30人未満の小規模事業場	67,400円
常時使用する労働者数が 10人未満の小規模事業場	55,400円

ただし、その医師を共同して選任するのに要した費用の額が上記の金額を下回る場合は、当該医師を選任するのに要した費用の額が支給されます。

※「常時使用する労働者数」とは、労働保険概算・確定保険料申告書等による助成金申請の前年度の1か月平均使用労働者数とします。

● 助成金が支給される期間

助成金は、3ヶ年度を限度として支給されますが、2年度目、3年度目についても、継続のための支給申請が必要です。

北海道産業保健推進センター情報誌(季刊)

CONTENTS 「北の産業保健」第36号

これからの労働衛生対策について 福島 康志...	1
心の健康づくりコラム集(その1) 三宅 浩次...	2
「平成20年4月からの一般健診と特定健診・特定保健指導の関係について」 鳴海 清人...	7
北海道労働局からのお知らせ.....	11
産業医部会からのお知らせ.....	13

地域産業保健センター便り.....	14
地域産業保健センター相談日ご案内.....	16
研修会・講習会・セミナーのご案内.....	20
「特定健康診査・特定保健指導の実施にかかる研修会」のご案内.....	23

これからの労働衛生対策について



北海道労働局長 福島 康志

8月24日付けで北海道労働局長に就任いたしました。

全国の景気は堅調に回復しておりますが、北海道内の雇用失業情勢は有効求人倍率（常用）が前年を下回る等引き続き厳しい状況となっています。

このような中で、市場競争や産業構造の急速な変化の中で、就業形態の多様化が進展しており、特に正社員と非正規労働者の間の「二極化」ともいえる格差拡大が懸念されております。

働き方の多様化により、仕事や職場生活に不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合が6割を越える状況にあり、さらに、一般健康診断における有所見者は受診者の50.8%と半数を占め、脳・心臓疾患につながる異常所見も多く認められることから、仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現に向け個々の労働者の健康や生活に配慮した事業場における自主的な健康管理体制を確立し、取り組みを促進することが必要となっています。

また、労働者の過重負荷による脳・心臓疾患や心理負荷を原因とする精神疾患の労災請求件数も年々高い水準で推移しており、労働時間の適正化、長時間労働に対する医師による面接指導制度、メンタルヘルス等の健康確保対策を推進することが重要な課題となっております。

さらに、長時間労働に対する医師による面談指導については、来年4月から50人未満の小規模事業場に対して義務化されますので、これらに対処するため地域産業保健センターの支援体制の整備が急がれているところであります。

職業性疾病において石綿が社会問題化しておりますが、沈静化に向かっているも、未だ労災認定が大幅な増加を認められる状況にあります。

石綿が使用されている建築物の解体等工事が増加している中、新たに義務づけられた封じ込めや囲い込み作業の措置を含めた「石綿障害予防規則」によるばく露防止対策の推進とともに石綿を含有する製品の製造、取り扱いで一部例外を除き全面禁止となったことの周知徹底を図っております。

また、退職者を含む石綿業務従事労働者の健康診断の実施の徹底を図っており、石綿健康管理手帳の交付要件の見直しを行い、10月から実施することとしていますので、周知方のご協力をお願いいたします。

来年4月から労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会を踏まえて、定期健康診断項目変更が改正になり、施行されることになっています。

主な変更内容は、腹囲の検査の追加、血清総コレステロールの検査に代えてLDLコレステロール（悪玉コレステロール）の検査の導入、尿検査（糖）が必須項目となるなどです。北海道労働局では、労働者が適正な労働条件の下で安心して安全に働くことができるよう、法定労働条件の履行確保を図るとともに労働災害防止、労働者の健康確保、並びに個別労働関係紛争解決制度の積極的な運用、男女がともに能力が発揮できる環境整備等の施策を、労働基準、職業安定、雇用均等行政において総合的に推進することとしていますので今後ともご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

心の健康づくりコラム集(その1)

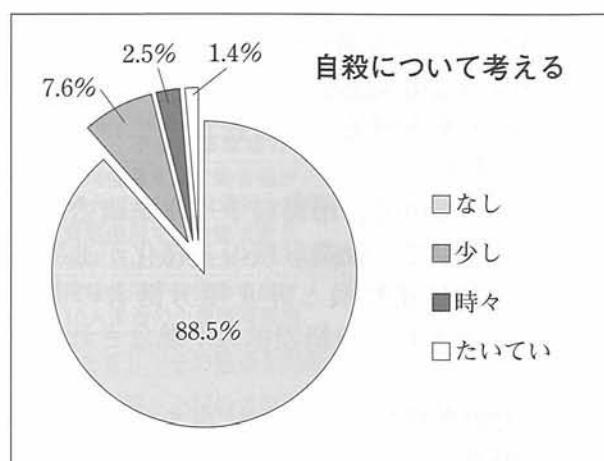
— 北海道・東北5県メンタルヘルス共同調査研究より —

北海道産業保健推進センター所長 三宅 浩次

皆様のご協力により昨年秋実施いたしました「北海道・東北5県のメンタルヘルスに関する共同調査研究（NOCS-MH）」により、心の健康と密接なかかわり合いをもつ重要なファクターとして、生活習慣、生活リズムなどが明らかになってまいりました。また、心の健康にとって、仕事の裁量度や満足度また残業時間など職場環境もたいへん重要な影響を与えていることも明らかです。心の健康をめぐるこうした要因について、大切なポイントをコラムにまとめ、2回にわたって掲載いたします。皆様の心の健康管理や職場環境の改善にお役に立つことができればまことに幸いです。

コラム① 自殺を考えている人

今回の従業員調査で、「気分が落ち込んで自殺について考えることがあるか」という質問をしています。選択肢として、「ほとんどなかった（なし）」「少しはあった（1～2日/週）」「時々あった（3～4日/週）」「たいていそうだった（5日以上/週）」のいずれかで答えてもらっています。約9,000人の方の回答は、9割近くが「なし」と答えています。ここでは自殺を考えていることを自殺念慮ということにします。自殺念慮が「少し」が7.6%、「時々」が2.5%、



「たいていそうだった」が1.4%でした。男女の相違は、ほとんどありません。年齢でも大きな相違はありません。わずかな違いですが、20、30、40歳代の方が「たいていそうだった」との答えがやや多く1.5%でした。家族構成も少し関係があり、「親子3世代」がもっとも自殺を考えていません。

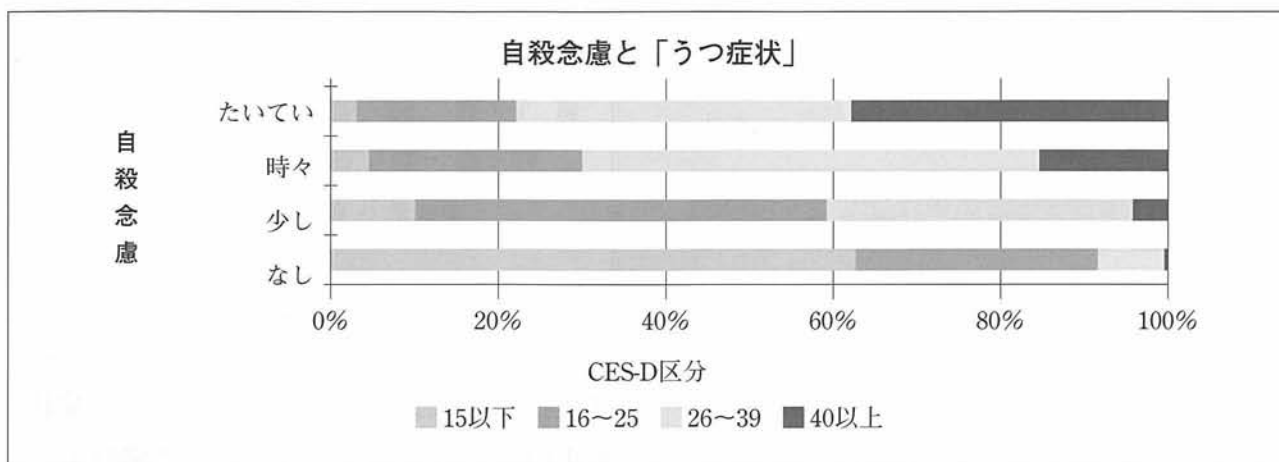
自殺する方の多くが「うつ病」や「うつ状態」にあることが多いといわれています。ここでは、自殺念慮とCES-D^(注)による「うつ症状」の関係を検討してみました。

下図のように明らかな関係がみられます。自殺念慮「なし」の人ではCES-D16点未満が62.7%に対し、



「少し」では9.7%と急減します。しかも自殺念慮の頻度が高いほど「うつ症状」も重くなります。全体では1.8%しかいない40点以上の割合が「たいていそうだった」では38.2%にもなる

のです。「うつ症状」に気づくことが早ければ早いほど、自殺の救済につながる事が理解できると思います。



(注) CES-Dとは、アメリカ国立精神保健研究所が開発した世界で幅広く採用されている疫学的抑うつ尺度のことで、16点以上を問題あり(カットオフポイント)としており、26点以上は治療の必要性が大きいといわれている。本調査では、26点以上の従業員が13.6%みられた。

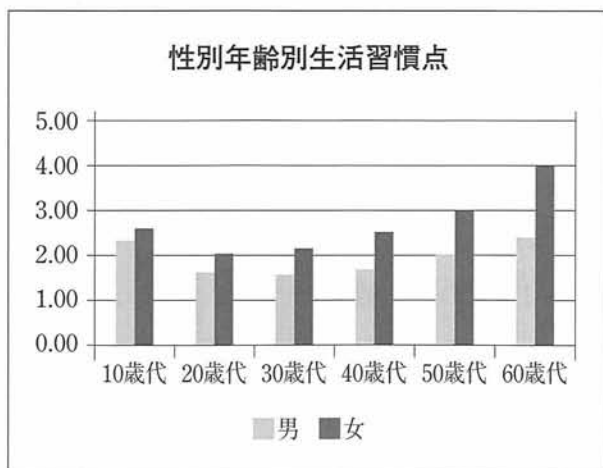
コラム② 生活習慣が好ましくない 20、30歳代

ふだんの生活習慣が心身の健康状態に影響することはよく知られている事実です。カリフォルニア大学のBreslowらが7つの生活習慣と死亡率との関係をサンフランシスコの郊外のアラメダ郡で9年間にわたり調べた研究があります。その7つとは、朝食毎日、間食しない、睡眠7または8時間、運動する、非喫煙、飲酒少量以下、適正体重です。日本でも大阪大学の森本兼義教授らが上の項目とほぼ同様の生活習慣で健康状態との関連を調べています。

今回の調査では、生活習慣について、「朝食を毎日食べる」、「食事について栄養バランスに気をつけている」、「睡眠状態に満足」、「健康のために運動やスポーツをするなど身体を動かすようにしている」、「タバコを吸ったことがない」、「お酒類(アルコール飲料)をほとんど飲まない」、「仕事以外で習い事、趣味などの活動をしている」の7項目に全部該当していれば7

生活習慣項目	%
朝食を毎日食べる	69.5
食事について栄養バランスに気をつけている	17.4
睡眠状態に満足	20.5
健康のために運動やスポーツをするなど身体を動かすようにしている	8.7
タバコを吸ったことがない	39.2
お酒類(アルコール飲料)をほとんど飲まない	27.6
仕事以外で習い事、趣味などの活動をしている	23.7

点、一つも該当していなければ0点、というように点数化しました。全年齢層で、すべての項目に該当していない人(0点)が、10.9%いま



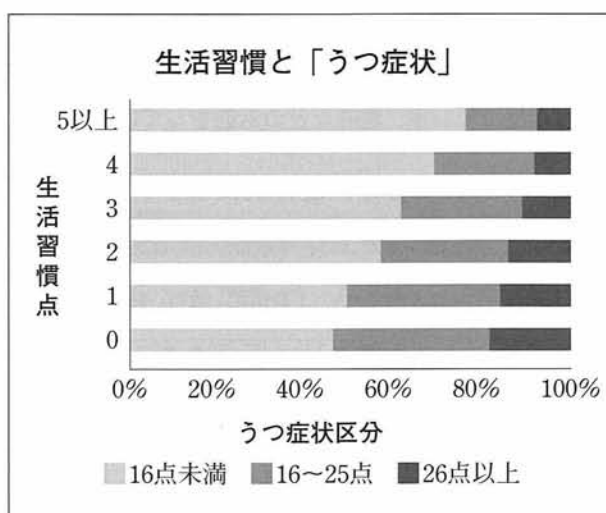
した。すべて該当している人（7点）は、わずか0.2%でした。もっとも多かったのは、2項目だけ行っていると答えた人たち（2点）でした。

性別年齢別に生活習慣の平均点をみると、女性のほうが良好で、20歳代と30歳代がもっとも良好でない状態でした。

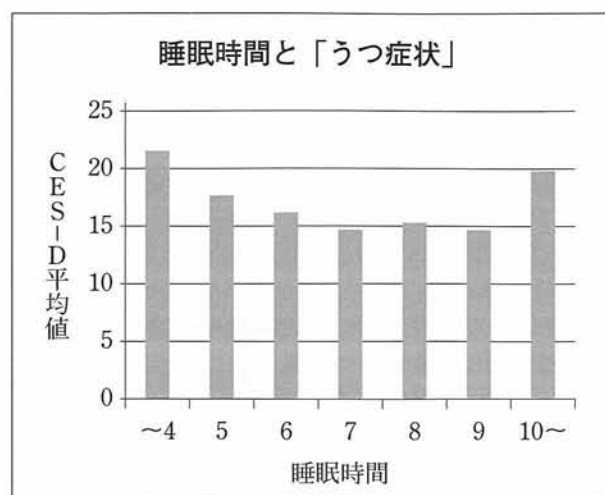
コラム③ 生活習慣が悪いと「うつ症状」が増える

今回の調査では、生活習慣とCES-Dによる「うつ症状」の程度との関係を調べてみました。生活習慣は、7項目で、もっとも好ましくない0点から、もっとも好ましい7点まで点数化されています。図に示すように生活習慣の良悪が「うつ症状」の軽重と明らかな関連を示しています。

CES-Dでは、16点が正常との境界とされていますので参考にしてください。生活習慣点が0点や1点の人は、半数以上が境界の16点を超えています。



調べた生活習慣の各項目について「うつ症状（CES-D）」の平均値を求めますと次のような違いがみられました。良い生活習慣では、「うつ症状」の平均点の小さいほうから、睡眠満足12.7、運動している13.5、栄養バランス気をつ



ける14.0、趣味ある14.8、朝食毎日15.3となります。悪いほうの生活習慣では、「うつ症状」の平均点の大きいほうから、睡眠不満21.4、栄養バランス気をつけない19.3、朝食とらない17.7、運動していない17.1、趣味ない16.3となります。睡眠がもっとも影響が大きいのですが、これは睡眠が不十分だから「うつ症状」が増えるということと、「うつ状態」だから睡眠が不十分になるという両方があるかと思います。睡眠時間でみても、7、8、9時間のところが一番「うつ症状」が少なく、6時間以下になると「うつ症状」が多くなり、10時間以上でも多くなるのです。「うつ状態」では、眠りが浅くなり、かえって睡眠時間が長くなる人が増えることもあるのです。



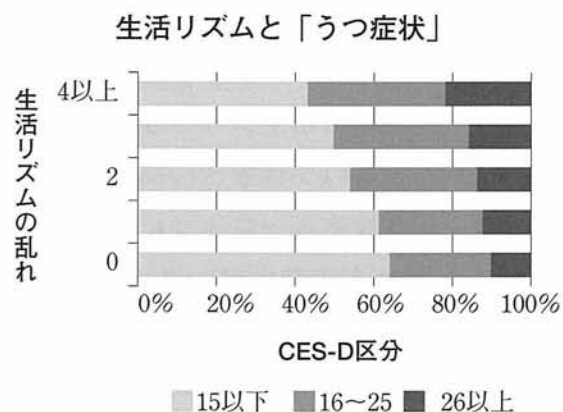
コラム④ 生活リズムの乱れは「うつ症状」を増やす

従業員調査票の中から生活のリズムを乱している可能性のある項目を拾い出し、点数化しました。最小が0点、最大が6点です。

生活リズムの乱れ点数化（次の各項目の選択肢にチェックがあれば1点として加算）

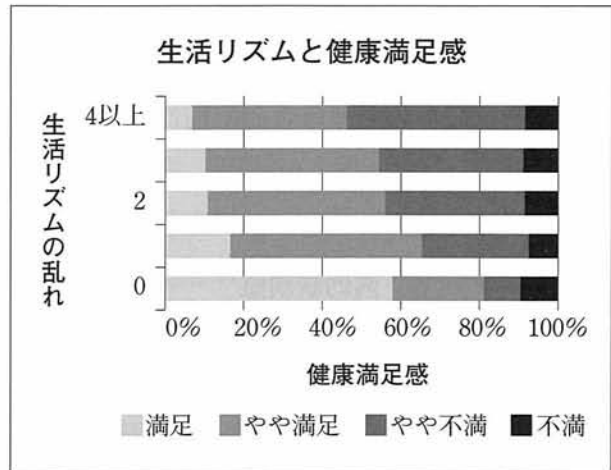
- 朝食 2. ときどきたべる・3. ほとんどたべない
- 飲酒したとき 3. 相当に酔う
- ストレス解消に 12. インターネット
- ストレス解消に 16. アルコール飲料
- 夜勤 2. あり・3. ときどきあり・4. その他
- 残業 2. 月に45時間以内・3. 月に80時間以内・4. 月に80時間を超えることがある

図のように生活リズムの乱れが多くなるほど「うつ症状」が重くなります。男性は女性より乱れが多いのですが、項目のうち飲酒習慣や勤務での夜勤と残業が男性に多いことも関係あります。1項目も該当していない0点の人は、男性で9.3%、女性で24.1%、4点以上と乱れの多い人は、男性で8.6%、女性で3.6%でした。年齢別では、20歳代と30歳代で生活リズムの乱れが大きく、若年者に「うつ症状」が多いことと符合します。



生活リズムの乱れは、健康状態に対する主観的満足感にも影響します。生活リズムの乱れが増えると満足感は減ります。ただし、不満と答えた人の割合は変わりません。たぶん健康状態

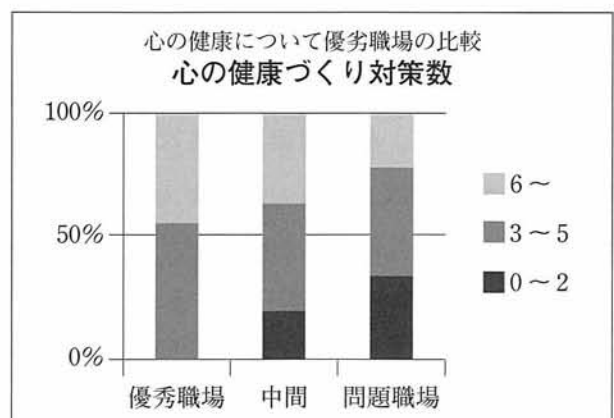
が悪く健康を不満とする人は、生活リズムを乱すような項目を避けるような生活をしているからかと思います。その一方で生活リズムを乱したために健康を悪化させた人もいるのでしょう。なお、主観的健康感では男女差は、ほとんどありません。年齢では高年ほど満足感が減ります。

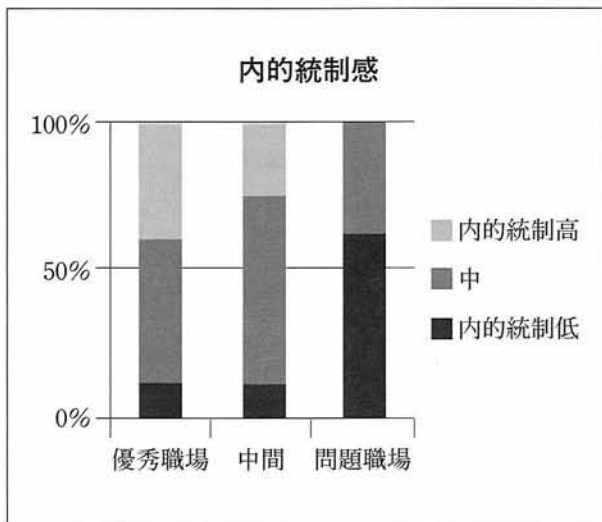
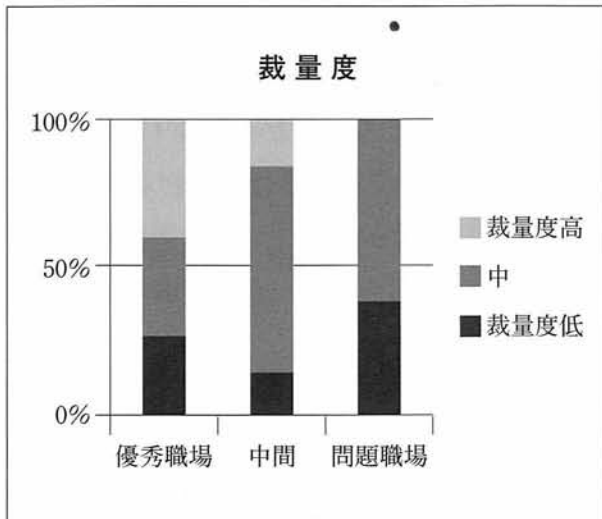


コラム⑤ 心の健康で優れている職場と問題職場の違い

調査に参加してくれた84職場を「うつ症状（CES-D）」の多少で「優れている職場」と「問題職場」に分けてみました（注）。前者が15職場、後者が13職場で、その従業員数は、前者が1,215人、後者が1,317人でした。

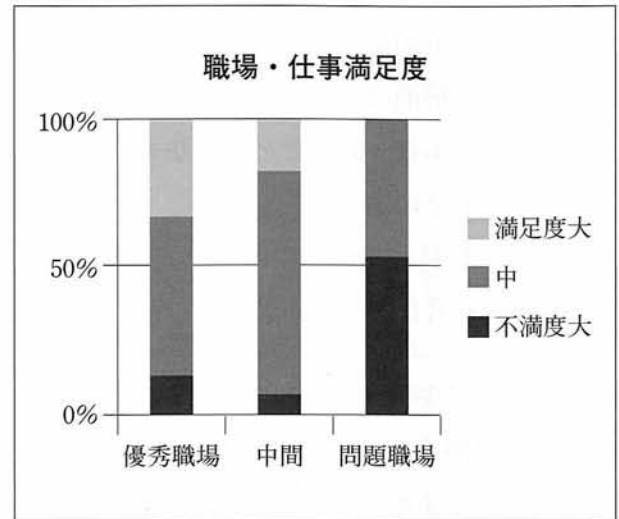
今回の調査では、心の健康づくり対策を12項目ききましたが、優秀職場では実践項目数が多かったのです。





優秀職場は、職場全体として仕事の裁量度が大きく、本人の心構えともいえる内的統制感が高いという結果でした。仕事の負担度や周囲の支援度には、あまり差がありませんでした。これは個人のデータを分析した場合と多少異なります。つまり、同じ職場で働いていても個人差があり、仕事を負担と感じている人や家族との人間関係に困難を感じている人は、個人のデータとしてみると、心の健康に大きな影響があります。一般的には、仕事の負担が大きく、自分の裁量で仕事を仕切ることが少なく、上司・同僚・家族らからの支援を得られない状態で、心の健康が損なわれます。職場ごとの平均値で比較することは、組織としての従業員対策をど

のようにするとよいかというヒントを与えてくれるものです。仕事の裁量度を引き上げ、努力すると報われる職場づくりが重要であることを示しています。優秀職場は仕事の満足度も高いのです。



(注) 統計学では、四分位とか五分位というようにデータを高いほうから順番に並べて、上のほうから4分の1とか5分の1のところで区切る方法があります。ここでは、五分位を使って、上から5分の1に相当する職場と、対照的に下から5分の1に相当する職場を選び出しました。区分する基準は、上位が平均値で17点以上か、重症者(26点以上)が20%以上の職場、下位が平均値で14点未満か、重症者が6%未満としました。

「平成20年4月からの一般健診と特定健診・特定保健指導の関係について」

道民の健康づくり推進委員会 地域・職域連携推進専門部会 委員
財団法人 北海道労働保健管理協会 企画調整室 室長

鳴海 清人



◎特定健康診査と労働安全衛生法にもとづく一般健康診断

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下高齢者医療確保法）にもとづく特定健康診査及び特定保健指導が始まります。この新たな健診と保健指導が、労働安全衛生法にもとづく健康診断とどのような関わりになるか、概略を解説します。

今回の特定健康診査及び特定保健指導は、これまでの様々な法にもとづいて行われてきた健康診断の考え方とは、少々異なったものとなっております。その特徴として、健康診断及び保健指導の目的を、糖尿病などの生活習慣病（＝メタボリックシンドローム）に絞っていることです。これは、現在進められている医療制度改革の中で、治療重点の医療から疾病予防重視の保健医療体系への転換がかかげられ、それに対応し糖尿病を中心とする生活習慣病対策が取り組まれることとなったからであります。そして、糖尿病を中心とした生活習慣病と関連性が高いとされているメタボリックシンドロームを対象とした健康診断（特定健康診査）を行い、個々の生活習慣改善の必要度を判断し、その結果にもとづき生活習慣改善のための保健指導（特定保健指導）を行うというものです。この特定健康診査・特定保健指導の実施は、健康保険や国民健康保険の医療

保険者に義務づけられ、その対象者は40歳以上75歳未満の当該保険の被保険者及び被扶養者とされています。

特定健康診査では、すべての受診者のデータを集め標準化された方法により、生活習慣改善の必要度及び受診勧奨の判定が行われます。このため、どこで健診を受診したとしても、標準化された同じ方法による結果が求められ、生活習慣に関する質問内容や検査項目、同じ検体検査結果を得るための内部精度管理、標準的なデータ様式による報告等、実施に関する詳細事項が定められています。また、5年後の特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率に関して具体的な目標設定が行われています。

次に、労働安全衛生法にもとづき事業者に実施が義務づけられている一般健康診断と、特定健康診査・特定保健指導の関係について、図1

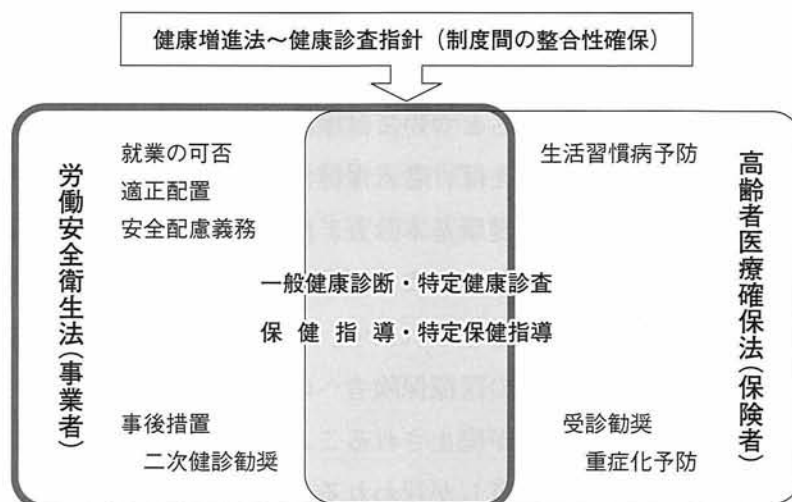


図1 労働安全衛生法と高齢者医療確保法

に示します。各法にもとづく健康診断は、当然のことながらその目的は異なります。労働安全衛生法であれば適正配置等を含めた労働者の健康管理、高齢者医療確保法であれば生活習慣病予防が目的となり、その中で健康診断が位置づけられています。しかしながら、労働安全衛生法による労働者の健康管理の中にも、当然のことながら生活習慣病対策も含まれており、異なる目的をもちながらも、健康診断や保健指導等共通する部分が含まれております。こうした共通する部分の整合性を制度間で確保することが、健康増進法²によって求められており、このたび労働安全衛生規則の改正がなされ、平成20年4月から施行されます。今回の改正では、腹囲とLDLコレステロールが項目として追加、総コレステロールが削除され、特定健康診査との整合性がはかられました。健診項目が変わっても当然のことながら労働安全衛生法における事業者の責務に変更はありません。図1に示すとおり、健康診断の実施、その結果に基づく二次健診の受診勧奨、医師又は保健師による保健指導等の事後措置³は、従来どおり実施しなくてはなりません。また、労働者の健康診断は、

労働安全衛生法が優先されるとされ、医療保険者が行う特定健康診査との役割分担が明確化されましたので、対象者⁴の確実な健康診断の実施が求められます。

一方、医療保険者には、当該年齢の被保険者及び被扶養者を対象とした特定健康診査の実施が義務づけられていますが、労働安全衛生法にもとづく特定健康診査に相当する健診を受けることができる場合は、実施の義務を免れる⁵とされています。また、医療保険者は事業者に対し、労働安全衛生法にもとづき保存している健康診断に関する記録の提供を求めることができる⁶とされ、事業者はこれに応じなければならない⁷とされています。さらに、取得した健診結果に不足や不備がある場合は、改めて医療保険者がその部分について追加健診の実施を行わなければならない⁸とされています。こうした状況が発生すると、健診を二度受診することとなり、受診者に不便をかけることとなってしまいます。このようなことが起きないように、医療保険者と事業者は健診の実施に関して、綿密な連携が必要となってきます。

◎健診実施にあたっての留意事項

第一の留意点は、健診制度改廃についてです。これまでも様々な法にもとづいて健康診断が実施されてきました。例えば、老人保健法による地域住民を対象とした健康基本診査、健康保険法にもとづく保健事業としての生活習慣病予防健診や人間ドック等があげられます。これらの制度は、特定健康診査の医療保険者への義務化により、制度そのものが廃止されることや、健診の対象者や内容に見直しが行われる可能性があります。事業者の中には、これらの制度を利

用し、労働安全衛生法による健診の実施に代えている場合がありますので、健診内容やその存続について確認をする必要があります。

第二の留意点は、健診項目に関することです。今回の労働安全衛生規則の改正で、健診項目の整合性は図られましたが、特定健康診査で求められている標準的な質問票や血糖検査の選択については一部異なっている部分もあるので注意が必要です。標準的な質問票は、22項目の生活習慣等に関連する質問に対し、受診者が回答す

るもので、特定保健指導の必要性の有無や受診勧奨のための判断に使用されます。また、特定健康診査では、血糖検査は空腹時とされ、それ以外の場合はHbA1cの実施が求められております。労働安全衛生法では、食後の随時血糖も検査としては認められておりますが、特定健康診査の要件は満たさないことに注意が必要となります。

第三の留意点は、健診の実施を健診機関や医療機関に委託する際の精度管理に関することです。特定健康診査では、検体検査に関し、どの機関で測定をおこなっても同じ結果となるよう、標準物質による内部精度管理が定期的に行われ、検査値精度が保証されていることが求められています。健診実施の委託に際し、このような内部精度管理が行われている機関を選択する必要があります。

第四の留意点は、保険者への健診結果の提供に関することです。事業者は医療保険者の求めに応じ、事業者が実施した健診結果の特定健康診査に相当する部分を提供することとなるのですが、その様式（紙やデータ等）や時期等を含めた「健診結果の受渡しに関する契約」の締結が必要となります。また、健診結果の提出に際して、データ処理のために保険者記号番号の付加が求められる場合もあると考えられます。健診結果の受渡しに関しては、事前に医療保険者と協議を行い、スムーズな受渡しができるよう予め準備をしておくとい良いでしょう。

これまであげた、健診項目や健診委託先の精度管理、医療保険者へのデータ提供について予め医療保険者と健診実施機関の間で契約が行われている、医療保険者が実施する健康診断⁹を積極的に利用するのもひとつの方法です。

◎従業員への事前説明

これまで解説してきたように、平成20年4月より健康診断は大きく変わります。健診実施に際して混乱が生じないように、事前に衛生委員会等をつうじて説明を行う必要があります。

従業員への説明のポイントは四つです。一つ目は、健診に腹囲測定と標準的な質問票が加わることです。以前は無かった検査項目が加わったり、受診に際して準備することが増えたりするのは、とかく混乱を招きがちですので、事前に知らせておくことが大切です。

二つ目は、事業者が行った健診結果が、医療保険者に渡ることです。高齢者医療確保法にもとづく特定健康診査項目の提供に関しては、個人情報保護法上も問題は無い¹⁰のですが、事前に説明をしておくほうが、トラブルにならないと考えられます。

三つ目は、事業者の事後措置とは別に、医療保険者から受診勧奨や特定保健指導が行われることです。今回の特定健康診査における受診勧奨の判定基準値は、かなり厳しい値となっておりますので、事業者による事後措置の対象となつてこなかった方が、受診勧奨の対象となつてくる場合もあると考えられるので、事前に説明を行っておく必要があります。また、これまでは無かった医療保険者による特定保健指導が開始されますので、この点についての説明も行っておいたほうが良いでしょう。

◎特定保健指導について

特定保健指導は、医療保険者がその特定健康診査の結果¹¹から、生活習慣改善の必要度に応じて階層化¹²を行い、対象者の選定を行います（図2）。

特定保健指導の対象者には、利用券が発行され、それを持参して保健指導機関に行くことになります。

利用券は、多くの場合、事業場を通じて配布される可能性が高く、従業員への配布に際して、プライバシーに対し十分な配慮を行う必要性があります。また、従業員の生活習慣が改善され、健康に働き続けることができるよう、特定保健指導を受けやすい環境づくりに事業場をあげて取り組んでいくとより良いでしょう。

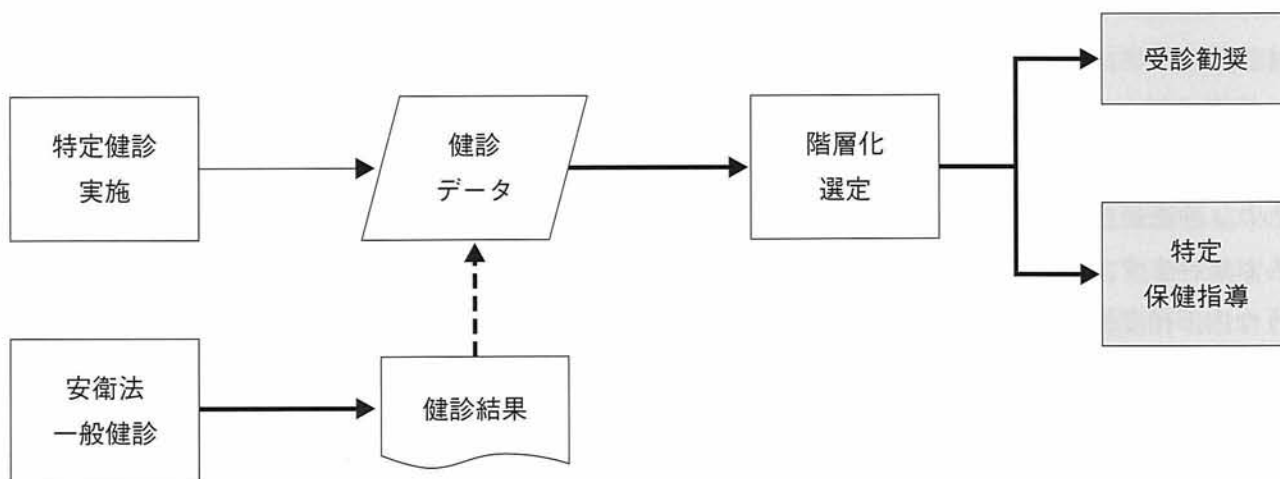


図2 特定健康診査から特定保健指導への流れ

以上、簡単に平成20年4月に向けた健康診断に関する留意事項について解説してきました。さらに詳しい内容についてご興味をお持ちの方は、「平成20年4月に向けた特定健康診査・特定保健指導の実施にかかる研修会」を10月から全道17ヶ所で開催いたしますので、是非ご参加ください。

- 1 厚生労働省健康局「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」平成19年4月
- 2 健康増進法「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」
- 3 「労働安全衛生法第66条の5第2項の規定に基づく健康診断結果に基き事業者が講ずべき措置に関する指針」
- 4 事業者が健康診断を行うべき労働者の定義は「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律の施行について」で明確化されています。

- 5 高齢者医療確保法第21条第1項
- 6 高齢者医療確保法第27条第2項
- 7 高齢者医療確保法第27条第3項
- 8 厚生労働省健康局「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」平成19年7月
- 9 健康保険法にもとづいて医療保険者が実施する保健事業としての生活習慣病予防健診等。
- 10 特定健康診査項目以上の内容を医療保険者に提供する場合は、同意の取得が必要となりますので、注意が必要です。
- 11 事業者からの健診結果の取得を含む。
- 12 情報提供、動機づけ支援、積極的支援の3段階。

健康診断項目に係る労働安全衛生規則等の改正について

北海道労働局労働衛生課

平成19年7月6日、健康診断項目に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び健康診断に関する省略基準に関する告示が改正され、平成20年4月から施行されることとなりましたので、その内容についてお知らせします。

- 1 雇入時健康診断、定期健康診断、海外派遣労働者の健康診断における検査項目について、「腹囲」が追加されたほか、従来の血清総コレステロールの量の検査に代えて、「低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査」が導入されます。
- 2 定期健康診断、海外派遣労働者の健康診断における省略基準を定める告示においては、「腹囲」において、次の省略基準が示されました。（雇入時健康診断には省略はありません。）
 - ① 40歳未満の者（35歳の者を除く。）
 - ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者
 - ③ BMI（次の算式により算出された値をいう。以下同じ。）が20未満である者

$$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長(m)}^2$$
 - ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）

一方で、「尿中の糖の有無の検査」の省略基準が削除されたことにより、同検査は必須項目となります。

労働安全衛生法における健康診断の新旧項目比較表（平成20年4月1日施行）

健康診断項目		旧	新	備 考
問診（既往歴及び業務歴の調査） 喫煙歴及び服薬歴			※	※問診等で聴取を徹底する旨 通達予定
腹囲の検査		—	●	医師の判断に基づき省略可 ・ 40歳未満（35歳を除く） ・ 妊娠中の女性等 ・ BMIが20未満 ・ 自ら腹囲を測定しその値を 申告（BMIが22未満であ る者に限る）
血 中 脂 質 検 査	血清総コレステロール	●	—	
	LDLコレステロール	—	●	医師の判断により省略可 40歳未満（35歳を除く）
尿検査	糖	●	○	「医師の判断による省略可」から 必須項目へ

（改正項目以外の項目の記載は省略）

○＝必須項目

●＝医師の判断により省略可能項目（雇い入れ時の健康診断は除く）

石綿取扱業務に係る健康管理手帳の交付要件の改正について

北海道労働局労働衛生課

石綿等（石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物。）を製造し、又は取り扱う業務に従事した方について、健康管理手帳を交付する対象者として、下記（1）～（3）のいずれかに該当する方が新たに追加され、平成19年10月1日から施行されることとなりましたのでお知らせします。

- （1）石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上を経過していること。
- （2）石綿等を取り扱う作業（前号の作業を除く。）に10年以上従事した経験を有していること。
- （3）（1）及び（2）に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。

＜改正の趣旨＞

健康管理手帳は、労働安全衛生法第67条第1項等の規定に基づき、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれがある12の業務に従事した方に対し、一定の要件を満たした場合に交付されています。

石綿取扱業務については、平成8年から手帳が交付されていますが、その要件は胸部エックス線検査等で、「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること」とされていました。この交付要件が制定されてから10年以上が経過し、これら胸部エックス線検査等で胸膜肥厚等の所見が認められない場合でも、石綿肺がん等の悪性腫瘍が発症するという報告があることから、専門家を集め最新の医学的知見に基づいた交付要件の考え方を検討してきました。その結果、胸部エックス線直接撮影等による画像上胸部所見がない方であっても、一定のリスクがあると考えられる方に対する交付要件が新たに加えられることとなり、健康管理手帳が交付される対象者として、上記（1）～（3）のいずれかに該当する方が追加されました。要件に該当する場合は労働局に申請し、審査を経て手帳の交付を受けると、北海道労働局が指定する医療機関で、石綿健康診断を6ヶ月に1回無料で受けることができます。

なお、石綿等の製造等の全面禁止が当分の間猶予されている製品等のうち、非石綿製品への代替化が可能となった一部の製品（鉄鋼業等で使用されるジョイントシートガスケットやグラウンドパッキン等）の製造等の禁止も、本年10月1日より施行されました。この改正の詳細に関するリーフレットは以下の厚生労働省HPで入手できます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/index.html>

産業医部会便り

旭川医科大学医学部 健康科学講座 教授 吉田 貴彦



私は医学教育機関である大学医学部に所属していることから、衛生・公衆衛生学領域の医学教育と研究が本来職務である。しかし社会医学に属する者は、この他に社会との接点を持つことが他の基礎領域に所属する者と大きく異なる点であろう。私の所属する旭川医科大学医学部は2004年から衛生学講座と公衆衛生学講座が合わさって、健康科学講座という大講座となっている。そのため、公衆衛生系の保健所の運営委員や、衛生・環境系の産業保健活動推進委員などの仕事が増えるので、ちょっと辛いというのが本音である。

さて、私自身の産業医学へのかかわりは、先にあげた地域での産業保健に関する委員会の他、日本医師会産業医制度に基づく産業保健研修会の講師などと、企業の産業医の兼職である。当然のことながら産業医としての活動は嘱託で行っている。

ところで、産業保健活動は実務的な面が多いために、学術的な知識の他に現場から発信される情報、技術、各種の事例について精通している必要がある。そのため産業衛生学会においても、例年春に学術大会としての総会と秋に実務的側面の強い産業医・産業看護全国協議会が開かれている。さらに、学術的な役割を持つ労働衛生関連法制度委員会、許容濃度委員会などの諸委員会の他、実務者中心の産業医部会、産業看護部会、産業衛生技術部会、産業歯科保健部会などの諸部会が設置されている。

北海道の産業保健事情は炭鉱などが日本の産業を支える基盤であった時代には、そうした大きな企業において産業保健活動は全国的に進んだ状況にあったが、それらが衰退した現在、大企業も少なく専属産業医がいる企業が20社に満たない状況にある。それでも大きな企業にあっては専属の産業医がおり、ある程度産業保健体制が整っているため、従業員もそれなりの産業保健サービスを受けていると言えよう。しかし、小規模の職場では法律遵守のために臨床開業医の先生を中心に嘱託産業医が選任されてはいるものの、社員である産業保健スタッフのいない場合も少なくない。本来、地域の産業保健活動の総合力を高めるには産業医活動を専門職とする専属産業医が中心的役割を担うべきであろう。しかし、北海道では地域の産業保健活動の牽引者となるべき専属産業医の総数が少ないという問題がある。これに地域特性としての産業医活動実践に必

要な、現場から発信される情報、技術、各種の事例についての情報交換の機会の少なさが相俟って、北海道地域の産業保健活動が本州、特に首都圏に比べて相対的に低調となっているように感じられる。さらに首都圏や関西圏では産業保健に関する講演も多く新しい知見に触れやすいに対して、北海道からは距離的な問題のため本州で行われる講演等への参加も容易ではない。こうした問題を解決すべく、産業衛生学会北海道地方会では産業保健研修会を開催している。会員数の多い地方会では4つの部会がそれぞれ独自に研修会を開くところもあるが、北海道では会員数の多い産業看護部会は活発に活動している一方、産業医部会は人数が少なく独自の活動は残念ながら低調である。

学術的な産業保健に関する知識や知見は、産業衛生学会などの学術会議への参加、インターネット利用などで習得も可能であるが、現場での産業保健の実践は同じ立場にある者が集まって討論をすることが良い改善策を生み出すなど優れた活動につながる。先に述べてきた個々の産業現場が抱える問題と産業保健活動の低調さという地域特性を打破するためには、より多くの産業医の方々が部会に所属してもらうことが必要であろう。産業保健活動は、専属産業医がいる大規模職場にとっても嘱託産業医が担当する小規模職場にとっても区別なく大切なものである。ところが労働災害の発生状況などを見ても小規模職場に従事する労働者が置かれている状況は厳しいものがある。こうした状況のもと、社員である産業保健スタッフがいらない小規模職場の場合、嘱託産業医が産業保健活動の全てを担当しなければならないことから、産業保健活動における責任はいよいよ大きいものとなっている。

産業医をされている会員の方々、特に小規模職場の嘱託産業医をされている会員の方々が産業医部会に参加されて、産業医仲間の活動状況を知り、情報を共有し、互いに研鑽しつつスキルアップを計るならば、産業医相互の資質向上につながり、ひいては北海道全体の産業保健活動が活発なものとなると思う。北海道を元気にし、明るく暮らしやすい社会とするためにも、道民の健康を守り、元気に働けるように手助けすることが求められている。是非、産業医の皆様が一緒になってよりよい北海道の産業保健の推進に向けて取り組んで行きたいものである。

留萌地域産業保健センターの紹介

留萌地域産業保健センター長 川上 康博



地域産業保健センターの概要

現在の高齢化が進むに伴い、一般健康診断結果において、脳・心臓疾患などにつながる有所見者が増えています。また、産業構造の変化や技術革新の進展など労働形態の変化に伴って、働く人達の生活習慣病がますます増加し、職場での強い不安やストレスに悩む方が増えています。

このような状況で、事業場における産業保健活動の充実は重要で、特に事業場で働く人達の健康管理を行う産業医など専門スタッフの役割が大切です。

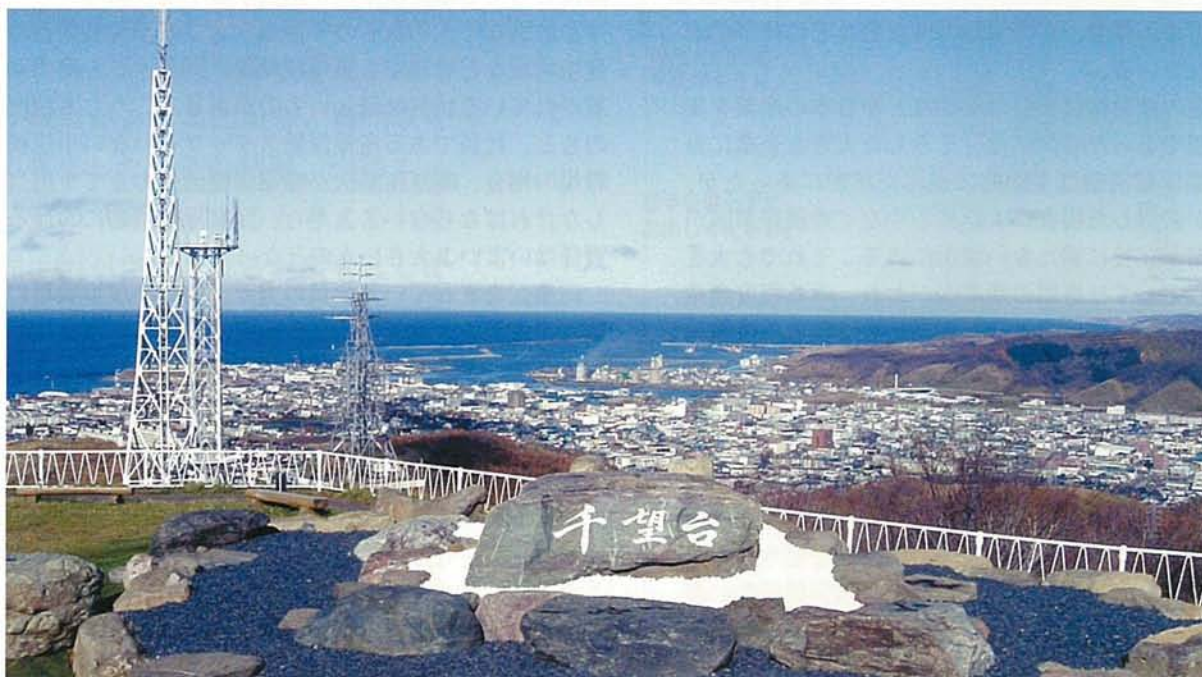
ところが、労働者50人未満の小規模事業場では産業医等の産業保健スタッフの選任を義務付けられていないことや経営基盤が弱い等の理由から、事業者が独自に産業医を確保し、働く人達に対する健康指導、健康相談等の産業保健サービスを提供することが難しい状況にあるようです。

このため、国（厚生労働省）は各地域に地域産業保健センターを設け、都市区医師会などに事業を委託し小規模事業場で働く人達に対して産業保健サービスを充実させていくこととしました。

留萌医師会でも、平成8年度に北海道労働局から事業の委託を受け留萌地域産業保健センターを設立し、日本医師会認定産業医である医師が各種相談にお応えする体制がとられております。

当センターの対象地域は次の市町村です。

増毛町、留萌市、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村



千望台全景

実施事業

◆健康相談窓口の開設

原則として、木曜日（祝祭日を除く）午後1時30分～4時30分で産業医の所属する医療機関を会場にして窓口を開設します。

◆相談内容

〈例えば〉

- 健康診断結果に基づいた健康管理
- 生活習慣病や職業病の予防
- メンタルヘルスの進め方
- 病後における作業との関係
- 日常生活における健康保持増進の方法など

◆事業場の訪問（個別訪問産業保健指導の実施）

〈事業場の要請により、産業医と協議のうえ実施〉

- 産業医が事業場に訪問し、個別健康相談、健康についてのお話などの健康管理アドバイスを行います。
- ご希望により作業場を産業医が見て、改善のためのアドバイスを致します。
- 事業場などで開催する各種研修会などで産業医による健康に関する講話などを行います。

応援します！働くあなたの健康

当センターは、小規模事業場（50人未満）で働く方々を対象に健康教育、健康相談など産業保健サービスの向上を目的として、健康相談窓口、事業場訪問を無料・秘密厳守で行っております。

この制度を、事業主の方もぜひご利用いただき、健康保持増進など明るく快適な職場づくりにお役立て下さい。

お問合せ、お申込み先

留萌地域産業保健センター

〒070-0044

留萌市錦町1丁目5番6号 留萌医師会内

TEL 0164-49-1300

FAX 0164-43-5118

留萌労働基準監督署

〒070-0048

留萌市大町2丁目12番 留萌地方合同庁舎

TEL 0164-42-0463

FAX 0164-43-6418

るもいの語源

「ルルモッペ」アイヌ語で、「海水が静かでいつもあるもの」という意味だという。先住のアイヌの人達がゆるやかに流れる留萌川をそう読んでいた。それがいつしか、留萌川の河口のあたりをルルモッペと呼ぶようになったらしい。その後この地方を代表する地名となった。

地域産業保健センター健康相談(無料)のご案内

地域産業保健センターは、小規模事業場（労働者50人未満）の事業主や労働者を対象に保健指導・健康相談等の産業保健サービスを提供しています。

地域産業保健センターの事業は、厚生労働省の委託を受けて医師会が実施しています。

地域産業保健センターでは、働く方の健康を守るため、次のようなご相談に無料でお応えしています。ぜひご利用ください（相談内容の秘密は厳守いたします）。

- ◎健康管理全般について
- ◎健康診断実施後の保健指導について
- ◎職業性疾病対策について
- ◎衛生管理や衛生教育について

10月～12月の予定

各地域産業保健センターで実施している健康相談の予定は下記のとおりです。

健康相談は、都合により日程変更、会場変更、開催中止等となる場合がありますので、事前に各地域産業保健センターへお問い合わせください（各地域産業保健センターの所在地等は本誌の裏表紙をご覧ください）。

なお、下記に掲載されていない地域産業保健センターでも健康相談を実施していますので、詳細は各地域産業保健センターへお問い合わせください。

記

●札幌東地域産業保健センター（Tel 011-373-6466 Fax 011-373-6295）

月 日	時 間	会 場	備 考
10月4日(木)	14:00～16:00	北広島医師会（北広島市）	
10月11日(木)	18:00～20:00	野幌公民館（江別市）	
10月18日(木)	13:00～15:00	小池内科外科クリニック（恵庭市）	
10月25日(木)	14:00～16:00	石狩病院（石狩市）	
11月1日(木)	14:00～16:00	北広島医師会（北広島市）	
11月8日(木)	18:00～20:00	野幌公民館（江別市）	
11月15日(木)	13:00～15:00	小池内科外科クリニック（恵庭市）	
11月22日(木)	14:00～16:00	石狩病院（石狩市）	
12月6日(木)	14:00～16:00	北広島医師会（北広島市）	
12月13日(木)	18:00～20:00	野幌公民館（江別市）	
12月20日(木)	13:00～15:00	小池内科外科クリニック（恵庭市）	
12月27日(木)	14:00～16:00	上西外科クリニック（石狩市）	

●小樽地域産業保健センター（Tel 0134-22-4111 Fax 0134-33-9544）

月 日	時 間	会 場	備 考
10月3日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会（小樽市）	
10月10日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会（小樽市）	
10月17日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会（小樽市）	
10月24日(水)	12:30～15:30	余市経済センター（余市町）	
11月7日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会（小樽市）	

月 日	時 間	会 場	備 考
11月14日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会(小樽市)	
11月21日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会(小樽市)	
11月28日(水)	12:30～15:30	余市経済センター(余市町)	
12月5日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会(小樽市)	
12月12日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会(小樽市)	
12月19日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会(小樽市)	

● 岩見沢地域産業保健センター (Tel 0126-20-2211 Fax 0126-20-2211)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月10日(水)	14:00～17:00	空知南部医師会(栗山町)	
10月17日(水)	14:00～17:00	岩見沢市医師会(岩見沢市)	
10月25日(木)	14:00～17:00	夕張市市民研修センター(夕張市)	
11月8日(木)	14:00～17:00	岩見沢市医師会(岩見沢市)	
11月15日(木)	14:00～17:00	美唄市保健センター(美唄市)	
11月21日(水)	14:00～17:00	岩見沢市医師会(岩見沢市)	
12月5日(水)	14:00～17:00	三笠市ふれあい健康センター(三笠市)	
12月13日(木)	14:00～17:00	岩見沢市医師会(岩見沢市)	
12月19日(水)	14:00～17:00	岩見沢市医師会(岩見沢市)	

● 旭川地域産業保健センター (Tel 0166-23-6007 Fax 0166-23-6007)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月4日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
10月11日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
	18:30～20:30	旭川市医師会館(旭川市)	
10月18日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
10月25日(木)	13:30～15:30	富良野医師会(富良野市)	
11月1日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
11月8日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
	18:30～20:30	旭川市医師会館(旭川市)	
11月15日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
11月22日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
11月29日(木)	13:30～15:30	上川郡中央医師会	
12月6日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
12月13日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
	18:30～20:30	旭川市医師会館(旭川市)	
12月20日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
12月26日(水)	13:30～15:30	富良野医師会(富良野市)	

● 帯広地域産業保健センター (Tel 0155-26-9000 Fax 0155-26-9000)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月4日(木)	13:30～16:00	帯広医師会館(帯広市)	
10月15日(月)	13:30～16:00	帯広医師会館(帯広市)	
10月19日(金)	13:30～16:00	忠類診療所(幕別町忠類)	
10月24日(水)	13:30～16:00	帯広医師会館(帯広市)	
10月31日(水)	13:30～16:00	帯広医師会館(帯広市)	
11月2日(金)	13:30～16:00	我妻病院(足寄町)	
11月8日(木)	13:30～16:00	帯広医師会館(帯広市)	
11月15日(木)	13:30～16:00	帯広医師会館(帯広市)	
11月20日(火)	13:30～16:00	新得診療所(新得町)	
11月22日(木)	13:30～16:00	帯広医師会館(帯広市)	
11月28日(木)	13:30～16:00	帯広医師会館(帯広市)	
11月29日(木)	13:30～16:00	帯広医師会館(帯広市)	

月 日	時 間	会 場	備 考
12月5日(水)	13:30～16:00	大庭医院(大樹町)	
12月10日(月)	13:30～16:00	帯広医師会館(帯広市)	
12月13日(木)	13:30～16:00	だい内科医院(清水町)	
12月20日(木)	13:30～16:00	帯広医師会館(帯広市)	

● 滝川地域産業保健センター (Tel 0125-23-5887 Fax 0125-23-5887)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月4日(木)	14:00～17:00	滝川市医師会館(滝川市)	
10月25日(木)	14:00～17:00	赤平市医師会館(赤平市)	
11月15日(木)	14:00～17:00	深川医師会館(深川市)	
11月22日(木)	14:00～17:00	芦別市医師会事務室(芦別市)	
12月13日(木)	14:00～17:00	空知医師会事務室(砂川市)	

● 北見地域産業保健センター (Tel 0157-23-2787 Fax 0157-25-5260)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月3日(水)	12:30～15:30	北見医師会会議室(北見市)	
10月11日(木)	14:00～17:00	網走医師会事務室(網走市)	
10月17日(水)	12:30～15:30	北見医師会会議室(北見市)	
10月25日(木)	13:00～14:30	美幌グランドホテル(美幌町)	
11月7日(水)	12:30～15:30	北見医師会会議室(北見市)	
11月15日(木)	14:00～17:00	網走医師会事務室(網走市)	
11月21日(水)	12:30～15:30	北見医師会会議室(北見市)	
11月28日(水)	13:30～15:30	遠軽医師会会議室(遠軽町)	
12月5日(水)	12:30～15:30	北見医師会会議室(北見市)	
12月13日(木)	14:00～17:00	網走医師会事務室(網走市)	
12月19日(水)	12:30～15:30	北見医師会会議室(北見市)	

● 室蘭地域産業保健センター (Tel 0143-45-4393 Fax 0143-45-2292)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月4日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
10月11日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
10月25日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
10月31日(水)	14:00～16:00	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
11月8日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
11月22日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
12月6日(木)	14:00～16:00	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
12月13日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	

● 苫小牧地域産業保健センター (Tel 0144-37-3211 Fax 0144-37-3211)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月4日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
10月11日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
10月17日(水)	13:30～15:30	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	メンタルヘルス相談
10月18日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
10月19日(金)	18:00～20:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	夜間相談
10月25日(木)	13:00～15:00	千歳市総合(保健)センター(千歳市)	
11月1日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
11月8日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
11月15日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
11月16日(金)	18:00～20:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	夜間相談
11月21日(水)	13:30～15:30	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	メンタルヘルス相談

月 日	時 間	会 場	備 考
11月22日(木)	13:00～15:00	千歳市総合(保健)センター(千歳市)	
11月29日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
12月6日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
12月13日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
12月19日(水)	13:30～15:30	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	メンタルヘルス相談
12月20日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
12月21日(金)	18:00～20:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	夜間相談

● 稚内地域産業保健センター (Tel 0162-24-1699 Fax 0162-24-4773)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月3日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
10月10日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
10月17日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
10月24日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
10月31日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
11月7日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
11月14日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
11月21日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
11月28日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
12月5日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
12月12日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
12月19日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
12月26日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	

● 日高地域産業保健センター (Tel 0146-22-8100 Fax 0146-22-8100)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月4日(木)	14:00～16:00	日高町立富川公会堂(日高町)	
10月11日(木)	14:00～16:00	新ひだか町総合ケアセンター(新ひだか町)	
10月18日(木)	14:00～16:00	日高建設会館(浦河町)	
11月1日(木)	14:00～16:00	日高町立富川公会堂(日高町)	
11月8日(木)	14:00～16:00	新ひだか町総合ケアセンター(新ひだか町)	
11月15日(木)	14:00～16:00	日高建設会館(浦河町)	
12月6日(木)	14:00～16:00	日高町立富川公会堂(日高町)	
12月13日(木)	14:00～16:00	新ひだか町総合ケアセンター(新ひだか町)	
12月20日(木)	14:00～16:00	日高建設会館(浦河町)	

● 南後志地域産業保健センター (Tel 0136-22-3108 Fax 0136-22-3108)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月3日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
10月10日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
10月17日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
10月24日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
11月7日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
11月14日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
11月21日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
12月5日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
12月12日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
12月19日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	

●事業主の皆様へ●

このご案内を「産業医」「保健師・看護師」「衛生管理者・推進者」「労務・安全衛生担当者」等へお知らせ願います。

研修会・講習会・セミナーのご案内

北海道産業保健推進センターは、働く人の健康を守るため、「産業医」「事業主」「産業保健師・看護師」「衛生管理者・推進者」「労務・安全衛生担当者」等の産業保健関係者を支援し、「研修会・講習会・セミナーの開催」「電話・窓口での相談対応」「情報誌や各種資料の発行」「調査研究活動」「助成金の給付」等の産業保健活動を行っています。

特に、「研修会・講習会・セミナー」（無料）では、心と体の健康管理・健康確保に関する幅広い内容を分かり易く解説しています。

今後の研修会等の予定は、以下のとおりですので、ぜひご参加ください。

申し込み方法

- ① 受講料は「無料」です。
- ② 「研修会等受講申込書」を記入し、ファックス又は郵送で申し込んでください。
受講申込書に記載された個人情報は、研修会等の受付・案内等に使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
- ③ 受け付けた方へは、開催日の約1週間前に「受講票」をファックスでお送りします。ファックス以外を希望される方は申込書の「備考」欄に希望事項を記入してください。
- ④ 締め切りは開催日の10日前ですが、締め切り前でも定員に達した場合はお断りすることがあります。また、締め切りを過ぎても定員に空きがある場合は受講できることがありますので、詳細は当センターへお問い合わせください。
- ⑤ 都合により開催中止、日程変更、会場変更、講師変更となる場合がありますので、ご了承ください。

申し込み先

北海道産業保健推進センター

〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目 NSS・ニューステージ札幌(11階)

TEL(011)726-7701 / FAX(011)726-7702 / E-mail:sanpo01@mtg.biglobe.ne.jp

《11月～12月の予定》

- 事業主、衛生管理者・推進者、労務・人事担当者、保健師、看護師等を対象とする研修会
(受講資格に制限はありません。どなたでも受講できます)

研修番号	開催日時	研修テーマ	研修内容・講師	開催地(会場)	募集人数
衛15 看15	11月27日 (火) 18時30分 ～ 20時30分	メンタルヘルス研修会 「職場での心の健康づくり対策をどうするか」 ー北海道・東北5県のメンタルヘルス調査からー 「メンタル不調者への復職支援のすすめ方について」	事業場における有効なメンタルヘルス対策、勤労者の心の健康を保つための8か条、産業医とメンタルヘルスとのかかわりなど北海道と東北5県の産業保健推進センターによる共同調査研究結果に基づく心の健康づくり対策について研修します。 また、メンタルヘルス不調者増加の背景としての近年の労働環境やうつ病像の変化に言及しつつ、職場復帰支援のあり方について、産業医と主治医との連携も含め、ビデオも参考にしながら検討いたします。 講師:北海道産業保健推進センター 所長 三宅 浩次 北星学園大学 社会福祉学部 教授 上野 武治	札幌市 札幌市医師会館	150

●医師（産業医等）を対象とする研修会（日医認定産業医制度指定研修会の承認申請中）

研修 番号	開催日時	研修テーマ	研修内容・講師	単位	開催地 (会場)	募集 人数
医14	11月27日 (火) 18時30分 ～ 20時30分	メンタルヘルス研修会 「職場での心の健康 づくり対策をどうするか」 ー北海道・東北5県のメン タルヘルス調査からー 「メンタル不調者への 復職支援のすすめ 方について」	産業医とメンタルヘルスとのかかわり、事業 場における有効なメンタルヘルス対策、勤労 者の心の健康を保つための8か条など、北海 道と東北5県の産業保健推進センターによる 共同調査研究結果に基づく心の健康づくり 対策について研修します。 また、メンタルヘルス不調者増加の背景とし ての近年の労働環境やうつ病像の変化に言 及しつつ、職場復帰支援のあり方について、 産業医と主治医との連携も含め、ビデオも参 考にしながら検討いたします。 講師：北海道産業保健推進センター 所長 三宅 浩次 北星学園大学社会福祉学部 教授 上野 武治	基礎研修 後期2単位 または 生涯研修 専門2単位	札幌市 札幌市医師 会館	150
医15	12月5日 (水) 18時～20時	産業医スタートアップ 研修 「産業医の役割と法 律問題」 ー過重労働対策を中心にー	医師（産業医を目指している方、産業医とし ての経験の浅い方等）を対象に、産業医関 係の法律に関する基礎的事項（産業医の法 的義務と責任、産業医契約のあり方等）や面 接指導等の過重労働対策に関する法律事 項について研修を行います。 講師：建設業労働災害防止協会 北海道支部 事務局長 大島 健一	基礎研修 後期2単位 または 生涯研修 専門2単位	札幌市 当センター 会議室	50



研修会・講習会・セミナー等は、当センターのホームページからお申し込みいただけます。
<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo01>

研修会等受講申込書

北海道産業保健推進センターあて (FAX011-726-7702)

次のとおり研修会等の受講を申し込みます。

平成 年 月 日

1. 受講する研修会等に関する事項

研修番号	開催月日	研 修 名	備 考
	月 日		
	月 日		
	月 日		

2. 申込者(受講者)に関する事項

該当する項目をご記入ください。□にはチェックを入れてください。

事業場名					
所在地	(☐ 職場 ☐ 個人) (〒)				
労働者数	男 名	女 名	計 名	(企業全体は約 名)	
TEL	(☐ 職場 ☐ 個人) () -		FAX	(☐ 職場 ☐ 個人) () -	
E-mail	(☐ 職場 ☐ 個人) @				
所属部署					☐ 産業医 ☐ 医師 (産業医以外) ☐ 事業主 ☐ 保健師 ☐ 看護師 ☐ 衛生管理者・推進者 ☐ 労務・安全衛生担当者 ☐ その他
職 名					
ふりがな 氏 名	(☐ 男 ☐ 女)				
所属郡市 医師会	医師会	医籍登録 番 号		産業医 認証番号	

※ 受け付けた方へは、開催日の約1週間前に「受講票」をファックスでお送りいたします。ファックス以外を希望される方は、申込書の「備考」欄に希望事項をご記入ください。

締め切りは開催日の10日前ですが、先着順で受け付けますので、締め切り前でも定員に達した場合には、お断りすることがあります。また、都合により開催中止、日程変更、会場変更、講師変更となる場合がありますので、ご了承ください。

北海道産業保健推進センター

〒060-0807札幌市北区北7条西1丁目 NSS・ニューステージ札幌 (11階)

TEL (011) 726-7701 FAX (011) 726-7702

北の産業保健36号

E-mail: sanpo01@mtg.biglobe.ne.jp

「特定健康診査・特定保健指導の実施にかかる研修会」のご案内

主催／北海道・(財)北海道労働保健管理協会・北海道産業保健推進センター

新たに高齢者医療確保法が制定され、平成20年4月より特定健康診査・特定保健指導の実施が、医療保険者に義務づけられます。また、同法の施行に向けて、労働安全衛生法に基づく健康診断の項目が見直され、労働安全衛生規則が改正されました。

今後、医療保険者と事業者は、健康診断の共同実施や健診データの円滑な受け渡し、特定保健指導の効果的な実施、被扶養者の受診の促進に努めていくなど、双方のより一層の協力が求められています。こうした状況をふまえ、医療保険者と事業者との協力体制づくりのための基本的な理解を深めることを目的に、本研修会を開催することといたしました。事業者をはじめ、実務担当をされる衛生管理者、医療保険者、関係者の方々是非ご参加ください！

▶ 研修内容

1「医療制度改革における生活習慣病対策について」

2「メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導について～医学的観点から～」

講師：北海道産業保健推進センター 特別相談員

財団法人 北海道労働保健管理協会 参与・医療本部長

労働衛生コンサルタント・医師 清田 典宏

3「労働安全衛生規則一般健診と特定健診の関係について～事業者－保険者 契約と健診実施～」等

講師：道民の健康づくり推進委員会 地域・職域連携推進専門部会 委員

財団法人 北海道労働保健管理協会 統括本部

企画調整室長 鳴海 清人

▶ 対 象／事業者（事業主、衛生管理者及び健診実務担当者）、医療保険者、市町村担当者

▶ 参加費／無 料（詳細な資料は、一部につき1,500円の実費負担をお願いします。事前にお申し込みいただき、当日、受付にてお求め下さい。）

開催日時 (いずれも13:30～17:00まで)	会 場	定員
10月29日(月)	十勝支庁 講堂(帯広市)	180名
10月30日(火)	釧路市生涯学習センター(釧路市)	180名
10月31日(水)	根釧農業試験場(中標津町)	100名
11月1日(木)	網走市民会館(網走市)	120名
11月2日(金)	北見地域職業訓練センター(北見市)	100名
11月26日(月)	胆振支庁 講堂(室蘭市)	200名
11月27日(火)	檜山支庁 講堂(江差町)	100名
11月28日(水)	渡島支庁 講堂(函館市)	140名
11月29日(木)	苫小牧地域職業訓練センター(苫小牧市)	100名
12月5日(水)	ウエスト19(札幌市)	250名
12月6日(木)	空知支庁 講堂(岩見沢市)	150名

▶ 後 援／社団法人北海道労働基準協会連合会 北海道経営者協会
中央労働災害防止協会北海道安全衛生サービスセンター

▶ 申し込み先・方法

次頁の「研修会参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、各会場開催10日前までにFAXにて(財)北海道労働保健管理協会(FAX011-862-5169)までお申し込みください。

後日、受講票を送付いたします。

＜お問い合わせ先＞ 北海道労働保健管理協会

お客様サポートセンター Tel 011-862-5037

研修会参加申込書 (FAX)

宛 先 財団法人 北海道労働保健管理協会 業務部研修課

FAX (011) 862-5169

申し込み者欄

	出席を希望される会場に○を記入して下さい		※この欄、記入不要 I D:
申込会場	石狩 ・ 上川 ・ 留萌 ・ 宗谷 ・ 日高 ・ 後志 十勝 ・ 釧路 ・ 根室 ・ 網走 ・ 北見 ・ 西胆振 檜山 ・ 渡島 ・ 東胆振 札幌 ・ 空知		
詳細な資料 (1,500円) (税込み)	どちらかに、○を記入して下さい ・ 希望する ・ 希望しない		
ふりがな			
氏 名			
事業場名			
所 属			
所在地	〒 -		
T E L	- -	F A X	- -

※ 複数名出席希望の場合は、この用紙をコピーしてお申し込み下さい。

※ セミナー開催が近くなりましたら、直接ご本人様宛てに受講票を送付いたします。

【セミナーお申し込み時の個人情報の取り扱いについて】

上記にご記入いただいた個人情報は、当セミナー事務局からのご連絡・参加者名簿の作成等、運営上必要な範囲にのみ利用いたします。また、収集した個人情報は厳正な管理下で安全に保管し、ご本人様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、個人情報に関するお問い合わせは、「お客様サポートセンター」までお願いいたします。

深夜業に従事する皆様へ

—— 自発的健康診断受診支援助成金のご案内 ——

支給対象者

深夜業務に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時にかかる方も含まれます。

- ① 常時使用される労働者
- ② 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上(過去6ヶ月で合計24回以上)深夜業務に従事した方

助成金額

健康診断に要した費用(消費税も含む)の3/4に相当する額 **上限 7,500円**

- 自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。
- 人間ドックにもご利用できます。
- 助成は、各年度につき1回に限ります。
- 労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。

【詳しくは当センターにお問い合わせください】

ご存じですか?健康診断費の3/4が、国から助成されます。

仕事が一生涯懸命がんばれるのは、元気な身体があつてこそ、深夜労働は、昼間の仕事に比べて身体への負担も大きくなりがち。疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

**深夜も頑張る
あなたが、
明日も元気で
いられるように。**

**深夜業務の方のための
助成金があります。**

編集後記

今季号での特集をお約束していたメンタルヘルス共同調査研究ですが、本誌にコラム集を掲載し、併せて同報告書や「心の健康を保つ8か条」のリーフレットを送付させていただきました。各職場のメンタルヘルス対策の一助となれば幸いです。なお、11月27日、同研究成果を踏まえ、職場の心の健康づくり対策や復職支援に関する研修会を開催いたしますので、是非ご参加下さい！

勤労者の「心の健康を保つ8か条」(当センターHPにてダウンロード可能)の感想ですが、心とからだは一体なので、こころはからだのことをもっと思いやり、同時にこころものんびりとくつろがせてあげることが重要ですね。それと、過労に陥らないような、かつ、人間関係の良い職場環境づくりが必要不可欠だと思いますが、いかがでしょうか。

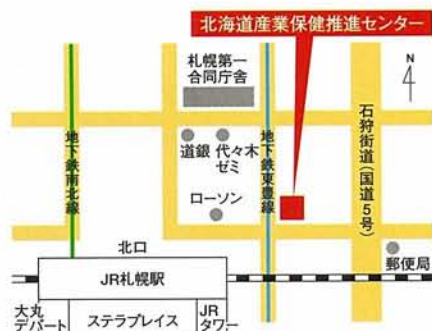
(副所長)

独立行政法人 労働者健康福祉機構

北海道産業保健推進センター

事業主、衛生管理者、産業医、産業看護職の産業保健活動を支援します。

- 窓口相談・実地相談
(電話、FAX、Eメールでも受付けています。)
- 情報の提供
 - ・ビデオ・図書の貸出し
 - ・情報誌の発行
 - ・産業保健ホームページ公開中
- 研修会の開催、研修の支援
- 調査研究
- 広報・啓発
- 地域産業保健センターへの支援・協力



地域産業保健センター(郡市医師会委託)

50人未満の会社とそこに働くみなさんに産業保健サービスを提供します。

◆産業保健サービスの内容

- 1 健康相談
- 2 会社の訪問指導など

◆相談などの申込み方法

相談日、時間などは各センターによって異なりますので、
お電話で確認の上、ご相談下さい。

札幌地域産業保健センター

(札幌市医師会内)
札幌市中央区大通西19丁目 ☎(011) 623-6226

札幌東地域産業保健センター

(北広島医師会内)
北広島市北進町1丁目5番地 ☎(011) 373-6466

函館地域産業保健センター

(函館市医師会内)
函館市湯川町3丁目38番45号 ☎(0138) 36-0001

小樽地域産業保健センター

(小樽市医師会内)
小樽市富岡1丁目5番15号 ☎(0134) 22-4111

岩見沢地域産業保健センター

(岩見沢市医師会内)
岩見沢市10条3丁目1番4号 ☎(0126) 20-2211

旭川地域産業保健センター

(旭川市医師会内)
旭川市金星町1丁目1番50号 ☎(0166) 23-6007

帯広地域産業保健センター

(帯広市医師会内)
帯広市東3条南11丁目2番地 ☎(0155) 26-9000

滝川地域産業保健センター

(滝川市医師会内)
滝川市新町2丁目8番10号 ☎(0125) 23-5887

北見地域産業保健センター

(北見市医師会内)
北見市幸町3丁目1番24号 ☎(0157) 23-2787

室蘭地域産業保健センター

(室蘭市医師会内)
室蘭市東町4丁目20番6号 ☎(0143) 45-4393

苫小牧地域産業保健センター

(苫小牧市医師会内)
苫小牧市旭町2丁目4番20号 ☎(0144) 37-3211

釧路地域産業保健センター

(釧路市医師会内)
釧路市幣舞町4番30号 ☎(0154) 41-3856

名寄地域産業保健センター

(上川北部医師会内)
名寄市西5条北2丁目 ☎(01654) 9-2310

留萌地域産業保健センター

(留萌市医師会内)
留萌市錦町1丁目5番6号 ☎(0164) 49-1300

稚内地域産業保健センター

(宗谷医師会内)
稚内市宝来1丁目1番1号 ☎(0162) 24-1699

日高地域産業保健センター

(日高医師会内)
浦河郡浦河町大通2丁目26番1号 ☎(01462) 2-8100

南後志地域産業保健センター

(半路医師会内)
倶知安町北1条東1丁目2 ☎(0136) 22-3108

北の産業保健 No.36

編集・発行/2007. 秋

独立行政法人

労働者健康福祉機構

北海道産業保健推進センター

〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目
NSS・ニューステージ札幌11階

● TEL 011-726-7701(代)

● FAX 011-726-7702

● ホームページ
<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo01>

● E-mail
sanpo01@mtg.biglobe.ne.jp